

土壌汚染等の対策 (第 1 回, 第 2 回会議報告事項)

1. 東京都が予定している土壌汚染対策の内容

新市場予定地においては、東京ガス株式会社が実施した土壌汚染処理に加え、東京都では表 6-1 に示す対策を予定している。なお、土壌処理を行う対象範囲（概念図）を、次頁、図 6-1 に示す。

表 6-1 土壌汚染対策の内容

区分	面積	対策内容
操業由来により 処理基準を超える土壌	約 4ha	<ul style="list-style-type: none"> ・現地盤面から 2m (A.P.+2.0m) までの土壌を掘削し、処理基準以下に処理 東京ガス株式会社実施済み：平成 19 年 3 月完了 ・さらに 2.5m の盛土（東京都）
自然的要因に伴い 処理基準を超える土壌	約 18ha	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法、環境確保条例の対象外だが生鮮食料品を扱う市場用地であることから、現地盤面から 2m (A.P.+2.0m) までの土壌を掘削し入れ替え（東京都） ・さらに 2.5m の盛土（東京都）
処理基準以下の土壌	約 16ha	<p>【建物建設地以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法、環境確保条例の対象外だが残置構造物撤去、地盤改良を実施することから、現地盤面から 2m (A.P.+2.0m) までの土壌を掘削し入れ替え（東京都） ・さらに 2.5m の盛土（東京都）
		<p>【建物建設地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.5m の盛土（東京都） ・堅固なコンクリート床（厚さ 25～40cm）で被覆（東京都）

豊洲新市場予定地は、その大部分が建物建設及び道路・駐車場用地であり、厚さ 25～40cm のコンクリート床ないし、厚さ 30～40cm のアスファルト舗装で覆われる。

2. 対策後の土壌の状況

以上予定している土壌汚染対策等により、A.P.+2m より深い位置において処理基準の 10 倍以下のヒ素、鉛、ベンゼン、シアン化合物が残留するが、A.P.+2～6.5m の範囲は、すべての処理対象物質が処理基準以下となる。

3. 環境確保条例が求める土壌汚染対策との比較

表 6-2 環境確保条例が求める土壌汚染対策との比較

環境確保条例が求める土壌汚染対策	新市場予定地において東京都が予定している土壌汚染対策
厚さ 50cm 以上の汚染土壌以外の土壌により覆う	2.5m の盛土により覆う
厚さ 10cm 以上のコンクリートもしくは厚さ 3cm 以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するものにより覆う	厚さ 25～40cm のコンクリート床もしくはアスファルト舗装により覆う

4. 地震対策

建物は杭基礎を施工することにより耐震対策を行い、建物以外の部分は地盤改良等を行うことにより液状化対策を予定している。

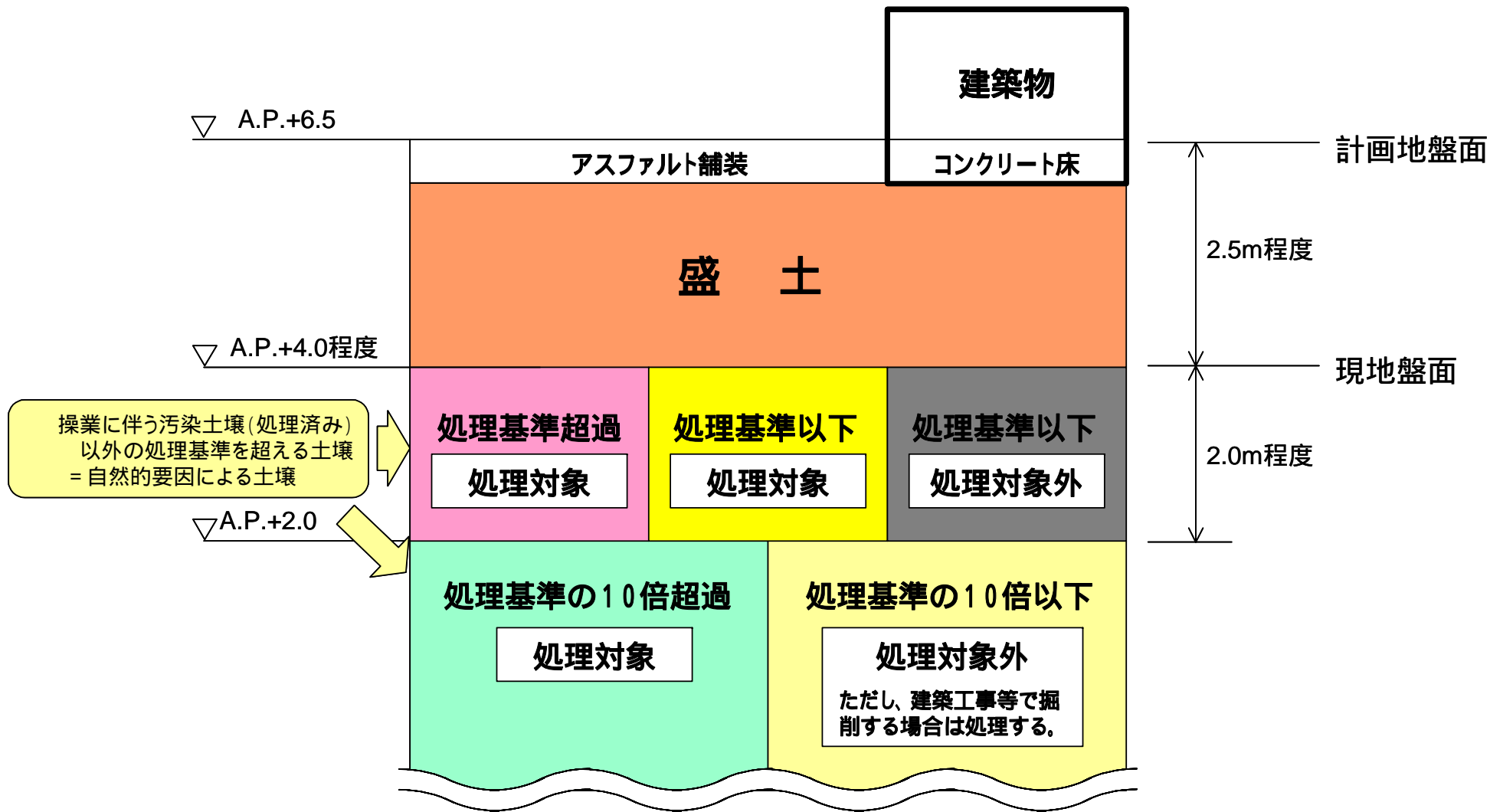


図 6-1 土壌処理を行う対象範囲 (概念図)

5. 地下水管理の方法及び内容

東京都が予定している土壤汚染対策等を実施することで、新市場予定地の計画地盤面から深さ4.5mの範囲（A.P.+2～6.5m）はすべての処理対象物質が処理基準以下となるため、直接摂取によるリスクはないと考えられる。

ただし、A.P.+2mより深い位置において処理基準の10倍以下のヒ素、鉛、ベンゼン、シアン化合物が一部の範囲に残留することから、地下水の対策や管理が重要となる。

地下水管理の方法及び内容は表6-3及び図6-2に示すとおりである。

表 6-3 地下水管理の方法及び内容

番号	管理方法	内容
①	遮水壁の設置	遮水壁を各街区外周に不透水層の深さまで設置し、地下水の可動範囲を限定する。
②	碎石層の設置	地下水面より上に碎石層を設置し、毛細管現象による地下水の上昇を防止する。
③	舗装等による被覆	コンクリート床もしくはアスファルト舗装で被覆し、雨水の浸透に伴う地下水位の上昇を防止する。
④	観測井の設置	観測井の設置により地下水位を継続的に監視し、雨水の浸透に伴う地下水位の上昇が確認された場合、地下水を揚水し、処理施設での処理後、公共下水道に放流する。

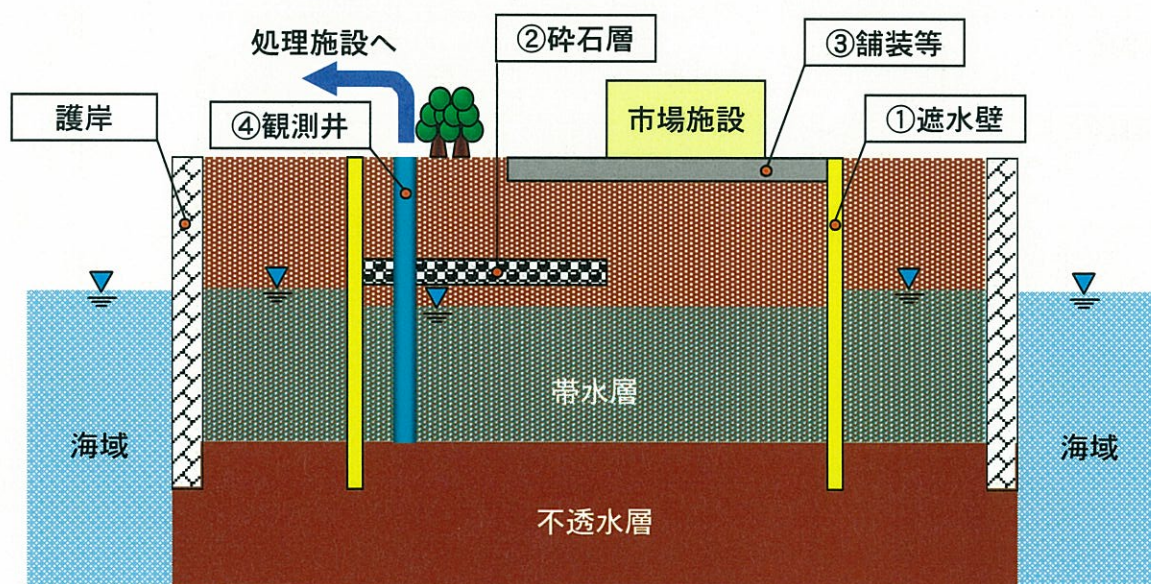


図 6-2 地下水管理の概念図